

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団の名称及び商標に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の名称及び略称並びに財団が出願し又は登録を受けた商標について必要な事項を定め、登録商標等の保護と適正な使用を通じて、定款第3条及び第4条に基づく財団における適正な事業の推進、財団の認知度向上、iPS 細胞を用いた再生医療の普及、iPS 細胞技術の啓蒙促進、財団の業務上の信用の維持・発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「商標」とは、商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (2)「登録商標等」とは、財団が商標登録出願中の商標又は商標登録を受けた商標をいい、財団が保有するものとして「商標管理台帳」に掲げるものをいう。なお、本邦以外の外国において、当該商標に基づき、マドリッド協定議定書による国際出願制度における指定締約国官庁が定める同等の法令等によって保護対象として取り扱われる商標も、財団が保有するものとして「商標管理台帳」に含まれる。

(財団名称の使用)

第3条 財団の法人名称である公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団について、財団がその使用（表記、口頭での使用いずれの場合も含むものとする。）を行う場合には、正式名称として「公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団」とするものとし、表記上正式名称を使用することが難しい場合若しくは短縮表記が適切な場合には、「(公財) 京都大学 iPS 細胞研究財団」とし、更にその使用態様上、公益財団法人又は公益法人であることを明記することが省略可能な場合には「京都大学 iPS 細胞研究財団」とすることができる。

2 前項の定めにかかわらず、財団の法人名称である公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団について、財団がその使用（表記、口頭での使用いずれの場合も含むものとする。）を行う場合に、更に短縮することが適切な場合には、略称として「iPS 財団」又は「CiRA_F」（称呼については「サイラエフ」）を使用するものとする。なお、表記の場合、表示媒体によって止むを得ず「_（アンダーバー）」表記が不可である場合には、これに代えて「-（ハイフン）」又はスペース表記とすることができる。

3 財団の英語法人名称である Public Interest Incorporated Foundation CiRA Foundation について、財団がその使用（表記、口頭での使用いずれの場合も含むものとする。）を行う場合には、正式名称として「Public Interest Incorporated Foundation

CiRA Foundation」とするものとし、表記上正式名称を使用することが難しい場合若しくは短縮表記が適切な場合には、「CiRA Foundation」とし、更にその略称として「CiRA_F」（称呼については「サイラエフ」）を使用するものとする。なお、表記の場合、表示媒体によって止むを得ず「_（アンダーバー）」表記が不可である場合には、これに代えて「-（ハイフン）」又はスペース表記とすることができ、その使用を行う国において当該略称の表記若しくは呼称が公序良俗に反するおそれ又は特定の個人若しくは団体等の人権若しくは権利を侵害するおそれがある場合には、略称の使用を回避するものとする。

（登録商標等の帰属）

第4条 「商標管理台帳」に掲げる登録商標等に関する一切の権利は、財団に帰属する。

（登録商標等の使用及び維持）

第5条 財団は、「商標管理台帳」に掲げる登録商標等について、同表に掲げる指定商品及び指定役務に関し、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団の商標のデザイン及び使用に関する基準に定める表示態様にて、使用する。

- 2 財団は、財団の業務上の信用の維持・発展を図ることを主たる目的として、その業務が継続する限り、「商標管理台帳」に掲げる登録商標等について、その維持に努めるものとする。
- 3 財団は、登録商標を継続して一定期間使用しない場合は、不使用取消審判請求を受ける場合があることに留意して、登録商標等を継続的に使用するものとし、その使用を示す証拠資料を適切に保管するものとする。なお、第三者から当該登録商標等についての不使用取消審判請求等を受けた場合には対抗措置を行い、可能な限りその維持に努めるものとする。

（第三者に対する使用許諾）

第6条 財団は、第三者が財団の名称若しくは略称又は登録商標等を含む標章（以下、「財団の名称等」という。）について、第三者がその使用を欲する場合には、当該使用希望者が以下の各号に掲げる資格要件のいずれかを満たし、且つ、第2項に掲げる使用態様に該当する場合に限り、その使用を認めることができる。

- （1）国立大学法人京都大学に該当する場合
- （2）財団が別の規程に定めるところにより執り行う共同研究、各種受託業務の相手方法人に該当する場合
- （3）財団が別の規程に定める財団の賛助会員である法人又は団体に該当する場合
- （4）財団が提供を受ける各種製品等若しくはサービス等の提供元法人又は財団からの各種業務委託先法人に該当する場合
- （5）財団が別の規程に定めるところにより執り行う、各種セミナー・シンポジウム・イ

ベント等の協賛若しくは後援先等の法人又は団体に該当する場合

2 前項各号に該当する使用希望者における財団の名称等の使用態様は、以下の各号に掲げる態様に限られるものとする。

(1) 前項第1号使用希望者においては、財団の事業活動及び財団との協定に伴い必要な範囲での財団との協力関係の告知を目的とする使用

(2) 前項第2号使用希望者においては、財団との共同研究、又は財団への各種委託の事実の告知を目的とする使用

(3) 前項第3号使用希望者においては、財団の賛助会員又は団体である旨の告知を目的とする使用

(4) 前項第4号使用希望者においては、財団が自社製品等若しくはサービス等の数多ある提供先又は数多ある各種業務委託元の一つに該当する事実の告知を目的とする使用

(5) 前項第5号使用希望者においては、財団が各種セミナー・シンポジウム・イベント等の協賛若しくは共催者である旨の告知を目的とする使用

3 財団は、第1項各号に掲げる使用希望者が財団の名称等を前項各号に掲げる態様により使用する場合（第1項第5号使用希望者が財団の名称及び略称を前項第5号の態様により使用する場合を除く。）において、その告知先が使用希望者にとっての外部である場合には、当該使用希望者に対してプレスリリース案等の公表予定内容を記載した書面の提供を求め、財団における広報機能を所掌する部門において、その公表予定内容の確認をあらかじめ行った上で、該当する使用希望者による財団の名称等の使用を認めるものとする。なお、第1項第3号使用希望者が、同希望者のホームページ又は同希望者発行の刊行物限りで第2項第3号に掲げるその使用を行う場合（同希望者のホームページにおいて、財団ホームページに対するハイパーリンクのためのバナー表示を行う場合を含む。）には、この手続きを省略するものとする。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、財団は、財団の共同研究相手先企業が、財団がその作製を行った再生医療用 iPS 細胞を由来とする再生医療等製品を製造及び販売する場合、iPS 細胞を由来とする再生医療等製品又は再生医療の普及を目的として、財団の共同研究相手先企業に対して「商標管理台帳」に掲げる登録商標のうち、「iPSストック」、「i P S s t o c k」、「m y i P S」及び「マイ i P S」（標準文字商標及びロゴ商標のいずれも含む。）について、再生医療等製品等のパッケージ、カタログ等での使用を促すものとする。

5 財団による、財団の名称等の使用希望者に対する第2項に掲げる態様での使用許諾に対する対価は無償とする。なお、登録商標「iPSストック」及び「i P S s t o c k」（標準文字商標及びロゴ商標のいずれも含む。）に係る前項に掲げる態様での使用許諾の対価は、当面、ストック等維持管理料名目で、財団が共同研究相手先企業に対して、共同研究契約を通じて別途支払い義務を定める対価に内包するものとし、単独での使用対価

の支払いを共同研究相手先企業に対して求めないものとする。

- 6 財団は、本条に規定しない財団の名称等の使用を、報道機関又は個人が、客観的事実に基づきその報道又は個人的用途のために行い、且つ、同使用態様が商標的使用に該当しない場合には、自らの商標権等の行使を行わないものとする。
- 7 財団は、第三者に対して登録商標等の使用を許諾する場合には、第三者をして、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団の商標のデザイン及び使用に関する基準を遵守することを約させるものとする。

(使用許諾の判断基準)

第7条 財団は、前条の規定に従い、外形上、第三者に対して財団の名称等の使用が許諾される場合においても、以下の各号にそれぞれ該当する場合には、第三者に対する使用許諾を拒み又は使用許諾を終了とし、当該第三者における財団の名称等の使用を禁止又は停止するものとする。

- (1) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者において、自らの法人又は団体における利益を創出するために、財団の名称等を広告若しくは宣伝的に使用する場合又はその蓋然性が高い場合
- (2) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者において、特定の個人若しくは団体の売名行為若しくは攻撃の目的に利用する場合又はその蓋然性が高い場合
- (3) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者において、財団を棄損又は誹謗中傷するために、財団の名称等を使用する場合又はその蓋然性が高い場合
- (4) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者において、財団の名称等自体をダイリューション（希釈化）又はポリリューション（汚染）する態様で、財団の名称等を使用する場合又はその蓋然性が高い場合
- (5) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者において、自らが現に製造若しくは販売し又は製造若しくは販売を予定する製品に関し、或いは、自らが現に提供し若しくは提供を予定するサービスに関し、財団が設計者、仕様決定者、助言者、品質担保者、認証若しくは証明者、推奨若しくは奨励者、その他表示製造業者であるかのように第三者が誤認又は誤信する態様で、財団の名称等を使用する場合又はその蓋然性が高い場合
- (6) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者が、財団と締結する契約等において、財団の名称等の使用に起因して生じた第三者の権利侵害に基づき発生した損害に関し財団を当該賠償責任から免責し、且つ、財団自身において生じた損害に関して当該第三者が負う旨を約することを財団から求められたにもかかわらず、拒否する場合
- (7) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者が、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団の商標のデザイン及び使用に関する基準に違反した場合又はその蓋然性が高い場合

- (8) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者において、財団の名称等の使用許諾によって生じる権利に関し、第三者へ再使用許諾、譲渡、又は転貸した場合又はその蓋然性が高い場合
 - (9) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者が、財団の名称等を、法令又は公序良俗に反して使用し、特定の思想若しくは宗教的活動に使用し、若しくは政治的活動に使用する場合又はその蓋然性が高い場合
 - (10) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その役員等が同条第6号に掲げる暴力団員である者、又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与し、若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人若しくは団体である場合
 - (11) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う法人又は団体である場合
 - (12) 財団の名称等を使用する者又は使用希望する者が、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖取引を行う法人又は団体である場合
 - (13) その他財団の名称等の使用が不相当と財団の理事長が認める場合
- 2 財団において、財団の名称等の第三者への使用許諾の可否判断は、広報を所掌する部署において行うものとする。なお、同部署は第三者への使用許諾実績に関し、自らの裁量において財団の運営会議構成員に対して報告するものとする。
- 3 財団の名称等を使用する第三者が第1項各号に掲げるいずれかの状況に至った場合、又は財団が財団の名称等を他の使用権原者の許諾なく使用することが不可となった場合若しくは使用不可となることを知った場合には、財団は当該使用者に対して、財団の名称等の使用の停止を直ちに求め、特に第1項各号に掲げるいずれかの状況に至ったことを理由とする場合には当該使用者からその使用資格を即時に剥奪するものとする。

（賠償責任等）

- 第8条 財団は、財団の名称等の第三者における使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。
- 2 財団の名称等の使用者は、財団の名称等の使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、財団は、それに関する一切の責務を負わない。
- 3 財団の名称等の使用者は、財団の名称等の使用において故意又は過失により財団に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を財団に賠償しなければならない。

(権利行使等)

第9条 財団は、以下の各号に定める事実を覚知した場合には、遅滞なく、財団内において、必要な措置について協議するものとする。

- (1) 財団の名称等と同一又は類似する商標について、第三者による商標出願又は商標登録がなされたこと
- (2) 財団の名称等を第三者が無断で使用していること（但し、商標的使用に当たらない場合を除く。）

(適用)

第10条 この規程は、財団の名称等に対し適用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、名称及び商標の取り扱いに関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月25日から施行する。